



ZENROREN

No. 263 12月号

えどがわ区労連ニュース

発行

江戸川区労働組合総連合

江戸川区中央3-23-1
TEL 3656-5577
FAX 3656-5654

政治とかね問題

現在につながる企業・団体献金の禁止は、1994年に成立した一連の政治改革4法に盛り込まれたものです。

このときの政治改革は「中選挙区制の廃止」「小選挙区比例代表並立制」の導入を決める大きなものでしたが、そのなかで政治資金に関する改革も行われました。中心は、企業団体献金の廃止と、それに代わる資金源として税金を原資とする「政党交付金」を導入することでした。ただし、急に企業献金を禁止すると政党運営などに大きな支障が出かねないことを懸念し、5年後をめどに政党への企業・団体献金のあり方を見直すことを政治改革4法の附則で明記したのです。当時、非自民連立政権の細川護国首相と野党だった自民党の河野洋平総裁は、これらの政治改革に合意した際、「（企業・団体献金については）5年後の廃止をはっきりとうたった」と強調しました。ところが、それ以降、このときの合意は無視され続けてきました。

河野氏はこの合意から25年が経過した時点での回顧録で「（細川首相との）トップ会談で決めたのは、小選挙区制でいくよ、それから企業献金はやめるよという、この2つ」と強調。さらに「（政党への）公費助成が実現したら企業献金は本当は廃止しなきゃ絶対におかしいんですよ。しかも、激変緩和のため5年後に見直す」と法律の附則に書いたのにスルーした。見向きもしないでスルーしてもう25年たつたんだからね」と述べ、自民党と国会の姿勢に強い疑問を呈しています。その後も企業・団体献金の禁止を求める野党側と、全面禁止には強硬に反対し部分改革で対応しようとする自民党の間で、駆け引きは続いてきました。

高市政権誕生の際、自民党と維新が交わした合意書は、企業・団体献金について「特定の企業団体による多額の献金が政策の意思決定をゆがめるのではないか」と懸念を払拭し、国民に信頼される政治資金の在り方を追求し、そのための制

度改革が必要であるとの課題意識は共有しつつも、現時点で最終結論を得るまでに至っていない」と指摘。両党による協議体を2025年の臨時国会中に設置し、高市氏の任期中に結論を得るとうたっています。しかし、この合意に際し、維新は突然、「献金問題よりも衆院議員の定数は正が大事だ」との主張を持ち出し、献金問題を後回しにする姿勢を見せています。開会中の臨時国会で、自民と維新は国民を納得させる成案を得ることができのでしょうか。

企業や労働組合などの団体からの政治献金は、なぜ制限を設けるべきなのでしょう。最大の懸念は、特定の企業・業界・団体による献金が、政治の意思決定を歪めてしまうのではないかという点にあります。

金権政治が大きな問題となっていた1970年代、日本では大気汚染や水質汚濁などの公害が大きな社会問題となっていました。ところが、政府と与党自民党による公害企業への対策が遅れるなか、公害企業から自民党に巨額の献金が行われていたことが発覚（1970年）。また、第1次石油ショックに伴う石油やミカルテル事件では、業界サイドに立った自民党が石油販売会社に献金の増額を要求したとして国会で追及されたこともあります（1974年）。

献金する側の企業と政治の癒着は、過去の話ばかりではありません。

研究開発費を使った企業などの法人税を優遇する「租税特別措置」の利用に関し、減税額が大きい業界ほど自民党への政治献金額が多い。それによると、自民党が政権に復帰した2013年度から2019年度までの7年間、減税額が最も大きかったのは自動車などの「輸送用機械器具製造業」で総額は1兆4000億円。これに8700億円の「化学工業」、5300億円の「電気機械器具製造業」が続きました。

自民党の政治献金の受け皿団体「国民政治協会」への献金額と便益（減税）の相関関係が見られたとしています。

労働相談・紛争・争議

【 】
現在のところ進展していません。

【 】
11月4日(月) Hさん男性50歳から労働相談を受託しました。2025年1月20日から同年12月末日までの契約でマンション管理の仕事に就労していたが、親会社の職員からパワハラを受けた。グループ会社のコンプライアンス委員会に申立てを行ったところ、担当弁護士を介してパワハラ行為者たちから謝罪書面が到達した。しかし、その後所長からの嫌がらせを受け続け、来年の契約更新を行わないことを通告してきた。1年以上の雇用を経過していないので失業給付を受けることができないので困っているとのことでした。即日、会社「労働組合加入通知書」「団体交渉申入書」をFAXで送信したところ、後日代理人弁護士から受任通知書が到達し、11月13日(木)豊洲の貸会議室で団体交渉を開催いたしました。1ヶ月の雇用延長と解決金の支払要求をして終了しました。回答日に「組合要求の全てを応諾する」との回答でしたので合意し、解決いたしました。

【 】
11月20日(木) Sさん女性70歳から相談を受託しました。介護士として夜勤を月10回行っていたが、17日の夜勤明け突然施設長から「利用者に暴力を行った。家族からもクレームが来ている」との理由で、明日から別のフロアで日勤勤務に変更に一方的に通告されたとのことでした。即日会社「労働組合加入通知書」「団体交渉申入書」

を送付しました。会社から11月27日(木)

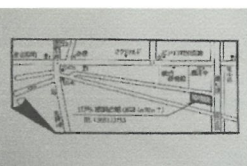
の貸会議室で団体交渉を応諾するとの回答が到達しました。

団体交渉で、まず雇用契約について質問して、1年契約を5回更新(2026年3月末日満了)して、次回更新で無期契約を申請した場合は無期に転換する義務があることを主張しましたが、会社は65歳以上は無期転換しないことを記載している。無期転換はしないと回答してきました。組合は、契約書には「定年制無し」と記載されていること、年齢で無期転換しない場合は東京労働局長の認可が必須であることを主張して論破しました。暴力事件については当該に事情聴取も行わないで、他の職員が言ったからとしていることに正当性がないことを主張しました。勿論、当該は5年間、一度もその様な行為を行っていないと主張しました。組合は、次回契約更新をさせない為の行為ではないかと主張し、本件の包括的解決を要求し、後日回答することによって終了しました。

2026年 江戸川区労連新春旗びらき



2月14日(土) 江戸川区中央3丁目25-1
12時～15時
2月15日(日) 江戸川区中央3丁目25-1
10時～13時



日程のご案内

●日 時：2026年1月23日(金)
午後6時30分開演
●場 所：郵政ビル江戸支部会館
●会 費：5,000円
●お問い合わせ：
TEL 03-3656-5577
E-mail: rag54871@nifty.com

2026年江戸川区労連旗びらき実行委員会

〒132-0021 東京都江戸川区中央3丁目25-1

当面の活動

- 12/6(土) CU江戸川支部第16回総会
- 9(火) 江戸川社保協事務局会議
- 10(水) 区労連第4回幹事会
- 12(金) CU江戸川・区労連・東部ブロック合同組織化宣伝 葛西駅
- 14・15 東京春闘共闘会議26春闘討論会
- 15(月) 江戸川社保協怒りの宣伝 瑞江駅
東部ブロック会議・荒川区労連
- 17(水) 江戸川社保協幹事会
- 20(土) 国民春闘江戸川共闘会議第27回総会
- 24(水) 都労働相談情報センター東部6区労連懇談会

納税者の権利擁護税務行政の
民主化をめざす!

東部会計江戸川事務所

〒133-0065

東京都江戸川区南篠崎町3丁目27番5号

I B M 3 番町ビル

TEL 03 (3698) 8000

FAX 03 (3698) 8008